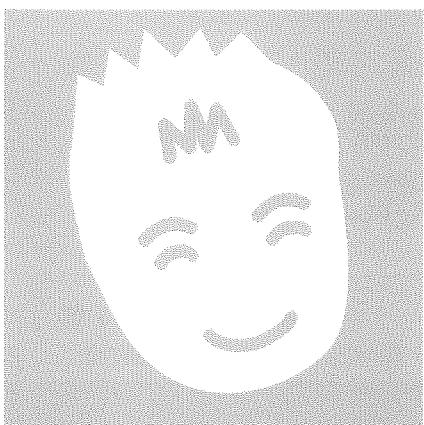
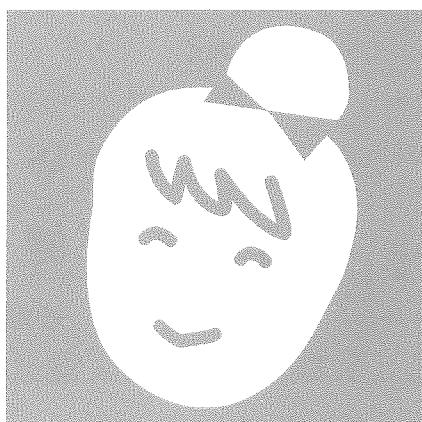
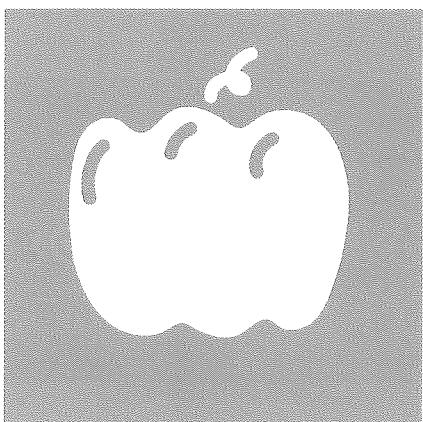
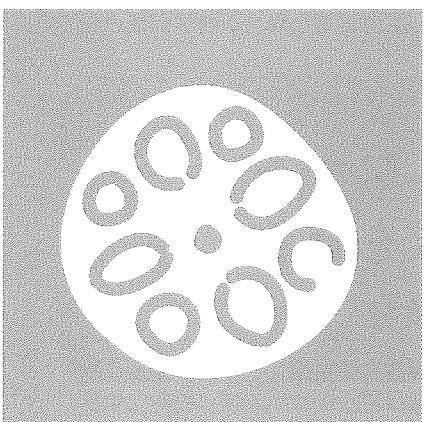
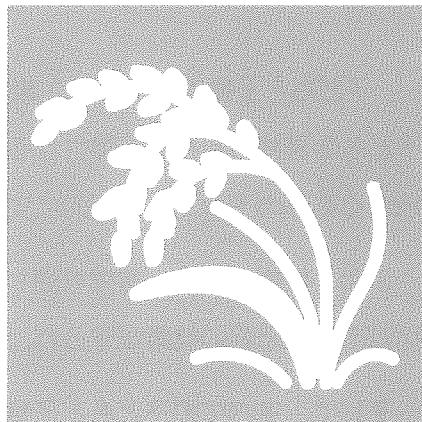
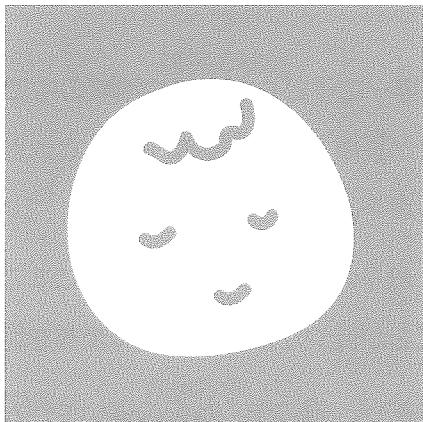
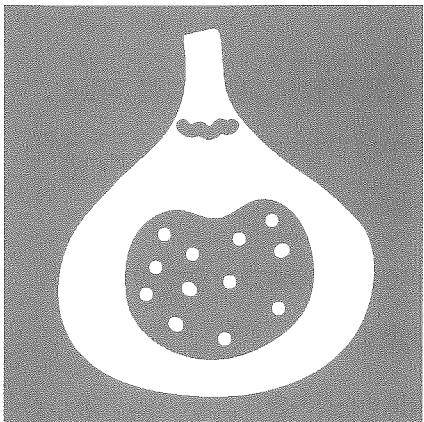


第2次稻敷市
子ども・子育て
支援事業計画



いなしき
子ども・子育て
プラン
概要版



令和2年3月 稲敷市

計画の背景・目的と計画期間

近年、出生数の減少により少子化が進んでいます。また、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、子ども・子育てをめぐる状況が変化しています。共働きの子育て家庭の増加や、生活スタイルの多様化により、仕事と子育ての両立に課題が出ている状況です。

このような子育て家庭を支援するため、稻敷市においては、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、提供体制の確保を図るため、国の基本指針に基づき、「第2次稻敷市子ども・子育て支援事業計画 いなしき子ども・子育てプラン」を策定しました。



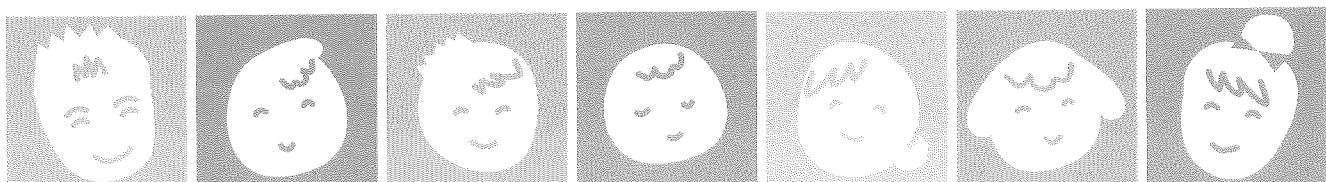
基本理念

子ども・子育ての支援は、まず、第一に子どもが家庭や地域の中で温かく見守られ、幸せに育つこと、子どもの最善の利益が保障されることが重要です。稻敷市では人と人の豊かなつながりを大切にしながら、地域ぐるみの子育てを積極的に支援します。

また、妊娠・出産・育児を通して、母子が不安なく健やかに過ごすことができる環境づくりが重要です。稻敷市では母親の健康が守られ、子どもが健やかに産まれ育つまちを目指します。

そして、すべての子どもと子育て世帯が、親の働く状況の違いや住んでいる地域に関わらず、質の高い幼児期の学校教育や保育を受けることができる環境を目指して、本計画の基本理念を以下のように定めます。

**家庭や地域に温かく見守られながら
子どもが健やかに生まれ育つまちを目指して**
～妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援～



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業の内容
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択し、利用できるよう、情報提供や支援の紹介などを行う事業です。
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育園・認定こども園を利用している子どもに対し、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室などで過ごすことができるようしている事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かる事業です。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児（稻敷市では生後2か月まで）のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境などの把握を行う事業です。
養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。関連して、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図っています。
地域子育て支援拠点事業	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を提供する事業です。公共施設や保育園など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。
一時預かり事業	【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園で在園児を通常の教育時間以外（朝や夕方）に預かる事業です。（稻敷市では、長期休業中も実施しています。） 【幼稚園型以外】 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに認定こども園、保育園などの施設や地域子育て支援拠点などで一時的に子どもを預かる事業です。
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育園などに付設されたスペースで預かります。保育園などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かるところもあります。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等（稻敷市では生後6か月以上～就学前まで）を子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。

子ども・子育て支援法に基づき稲敷市の実情に合わせ実施する地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの事業で、現在の利用状況・ニーズ調査による利用意向を把握し、国の基準等を参考に、令和2～6年度のニーズ量（量の見込み）を算出しました。算出されたニーズ量をもとに、将来の確保量を定め事業を実施していきます。

確保の方針	量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「子育て支援コンシェルジュ」と「稲敷市子育て世代包括支援センター」で支援を図っていきます。	量の見込み（か所） 確保方策（か所）	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
市内8か所の認定こども園及び保育園での実施体制で対応していきます。	量の見込み（人） 確保方策（人）	130 143	122 143	118 143	110 143	107 143
小学校全学年を対象とし、市内8か所(13クラブ)に放課後児童クラブを開設、また、土曜日に市内1か所で児童クラブを開設しており、引き続きニーズに合わせて柔軟に対応していきます。	量の見込み（人） 確保方策（人）	403 403	386 386	363 363	351 351	327 327
ショートステイは、4か所の施設と契約しており、この支援体制を継続していきます。	量の見込み（人日／年） 確保方策（人日／年）	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4
生後2か月までの乳児のいる家庭を対象に、育児不安の解消、予防接種や健診等の説明を行っています。また、この実施体制で対応していきます。	量の見込み（人） 確保方策（人）	166	159	153	145	140
乳児家庭全戸訪問事業で、支援の必要があると判断された家庭をし、専門的な支援・相談を実施していきます。	量の見込み（人） 確保方策（人）	24 実施体制：7人 実施機関：健康増進課	23 実施機関：子ども家庭課及び健康増進課	22	21	20
「子育て支援センターあいアイ」、「子育て支援センターあいアイ東」、「つばさ」、「ひまわり」、「こうだ」の5か所でニーズに対応していきます。	量の見込み（人回／年） 確保方策（人回／年）	16,915 24,000	16,581 24,000	16,181 24,000	15,480 24,000	14,847 24,000
【幼稚園型】7施設（認定こども園及び幼稚園）で預かり保育を実施しており、今後も調整を図りながら対応に努めます。	量の見込み（人日／年） 確保方策（人日／年）	11,523 9,576	10,455 9,576	10,081 11,172	9,208 11,172	9,013 11,172
【幼稚園型以外】5施設及び「子育て支援センターあいアイ」で一時預かり保育を実施しており、今後もニーズに対応するとともに、事業の強化を図っていきます。	量の見込み（人日／年） 確保方策（人日／年）	1,354 1,516	1,312 1,516	1,277 1,895	1,213 1,895	1,165 1,895
1か所の施設（認定こども園）で病児保育（体調不良児対応型）を実施しており、今後も未実施の園に事業実施を依頼するなど対応に努めます。	量の見込み（人日／年） 確保方策（人日／年）	832 488	782 488	758 732	707 732	686 732
本市では未就学児を対象とした預かりを「子育て支援センターあいアイ」で実施していますが、就学児の放課後の居場所としてのニーズが発生した場合は検討を行います。	量の見込み（人日／年） 確保方策（人日／年）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
医療機関において行っている妊産婦健康診査を継続して実施していきます。	量の見込み（人） 確保方策（人）	166 実施場所：委託医療機関で隨時実施 実施体制：市担当者4人	159 153 145 140	153 145 140	145 140	140 140

基本理念

家庭や地域に温かく見守られながら子どもが健やかに生まれ育つまちを目指して
妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援

子ども・子育て支援の意義

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

「子どもの最善の利益」が実現できる社会

子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障

子ども・子育て支援法は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。すべての子どもに対し、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、適切な保護及び援助の措置を講じ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

「親育ち」の過程を支援

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援します。

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員の協働

子ども・子育て支援は、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

次世代育成支援の基本的な視点

「改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」

子どもの視点

子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

次代の親の育成という視点

長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

サービス利用者の視点

利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

社会全体による支援の視点

様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

仕事と生活の調和の実現の視点

創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ります。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない視点

地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた支援を展開します。

すべての子どもと家庭への支援の視点

家庭的な養護の推進、自立支援策の強化等の観点を十分に踏まえ、社会的養護体制を質・量ともに整備します。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、民間事業者、地域人材等、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

サービスの質の視点

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

地域特性の視点

各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めます。

基本目標

施策目標

●地域における子育ての支援●

地域の特性や状況に合わせた教育・保育施設のより良い整備の推進や利用者のニーズに即した保育サービスの提供により、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、地域の様々な子育て支援の拡充や質の向上に努めます。さらに、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実や地域の子育て支援の情報提供、また、地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。

小学生を対象に放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図るとともに子ども達の安全な居場所づくり等、子どもの健全育成を推進します。

- 教育・保育施設の提供
(教育・保育サービスの充実)
- 地域子ども・子育て支援の充実
- 子育て支援のネットワークづくり
- 子どもの健全育成支援

●母性・乳幼児等の健康の確保・増進●

妊婦健康診査の確実な受診を支援し、子育て包括支援センターにより妊娠中から切れ目ない母と子の健康維持を支援します。

出産後は、すべての乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談や養育環境の把握に努めます。また、各種健診の充実や予防接種事業等、子どもや母親の健康の確保に努めます。

青少年に対しては、喫煙、飲酒、薬物依存等に関する健康教育を推進し、思春期保健の充実を図るとともに、地域保健と学校保健の連携を図ります。

- 親の健康の確保
- 子どもの健康の確保
- 思春期保健対策の充実

●健やかな成長のための教育環境づくり●

青少年に対して、次代の親の育成を図ります。また、子どもの社会を生きぬく力の育成に向けた学校教育を推進します。さらに、家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

また、子育て家庭、子ども自身にとって、安全で良質な生活環境の整備を図ります。子どもの安全が確保されるよう、防犯・交通安全対策の推進に努めます。

- 次代の親の育成
- 教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上と有害環境対策
- 子どもの安全の確保と良質な生活環境の整備

●ひとり親家庭・要保護児童への対応など●

児童虐待を防止するため、相談体制の充実やネットワーク体制の整備、発生予防、早期発見、早期対応に努める等、要保護児童対策の充実を図ります。また、ひとり親家庭等についても、相談体制の充実を図り、生活の安定と自立支援に努めます。

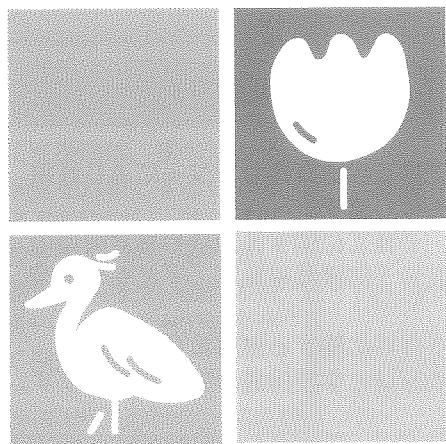
さらに、障害児施策については、日常生活支援や日常動作訓練とともに障害となる疾病の予防・早期発見を推進するための対策を図ります。また、子どもの貧困の実態を踏まえ、総合的な対策を推進します。

- 児童虐待防止対策の推進
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実
- 子どもの貧困対策

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援します。また、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方の整備を促進し、子育てしやすい、働きやすい環境を目指します。

- 雇用環境の改善に向けた支援
- 仕事と家庭・子育ての両立支援



第2次稻敷市子ども・子育て支援事業計画
いなしき子ども・子育てプラン 概要版

稻敷市保健福祉部 こども支援課
(令和元年度まで) 稲敷市教育委員会 子ども家庭課

〒300-0595 茨城県稻敷市大塚 1570 番地 1
TEL : 029-892-2000